

障害者非課税信託申告書			
税務署長殿		令和 年 月 日	
受 益 者 (特定障害者)	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所		
	個人番号		
	特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別	1 特別障害者 2 1以外の特定障害者	
代 理 人	ふりがな 氏 名		
	住所又は居所		
別添の特定障害者扶養信託契約に基づき下記の通り信託される財産に係る信託受益権につき相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。			
委 託 者	氏 名		
	住所又は居所		
受 託 者	名 称	営業所等	
	法 人 番 号		
	所 在 地	所在地	
信託受益権の価額等	信託財産の種類	信託財産の所在場所	構造・数量等
	信託受益権の価額	受益権の内容	信託年月日
	信託受益権の価額	信託年月日	記号番号
	信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額		
他の信託受益権について申告書を提出している場合	信託財産の種類	信託年月日	
	信託受益権の価額	受託者の営業所等の受理年月日	
	非課税の適用を受けた部分の価額		
信託受益権の非課税価額の合計額			



備考

- 一 この申告書は、相続税法第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約（以下第四号書式までにおいて「特定障害者扶養信託契約」という。）に基づいて当該信託契約に係る財産（以下第四号書式までにおいて「信託財産」という。）の信託がされることにより同項に規定する信託受益権（以下第四号書式までにおいて「信託受益権」という。）を有することとなる同項に規定する特定障害者（以下第四号書式までにおいて「特定障害者」という。）が、当該信託受益権について同項の規定の適用を受けようとする場合に、当該財産の信託がされる日までに、当該財産の信託がされる同項に規定する受託者の営業所等（以下第四号書式までにおいて「受託者の営業所等」という。）を經由し、納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 二 この申告書の記載の要領は、次による。
 - 1 「受益者（特定障害者）」、「代理人」及び「委託者」の欄の
 - イ 「氏名」及び「住所又は居所」の項は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。
 - ロ 「個人番号」の項には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号を記載すること。
 - 2 「受益者」の欄の「特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別」の項は、この申告書を提出する特定障害者の特別障害者又は特別障害者以外の特定障害者の別に応じ、該当する事項を○で囲むこと。
 - 3 「受託者」の欄の
 - イ 「営業所等」の項には、「何信託銀行何支店」のように記載すること。
 - ロ 「法人番号」の項は、当該受託者の営業所等の長が当該受託者の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号を記載すること。
 - 4 「信託受益権の価額等」の欄の
 - イ 「信託財産の種類」の項には、3により記載した受託者の営業所等において当該特定障害者扶養信託契約に基づいて信託される信託財産の金銭、有価証券、金銭債権、立木、立木の生立する土地、貸付不動産又は受益者の居住用不動産の区別を記載すること。
 - ロ 「信託財産の所在場所」の項には、有価証券についてはその保管場所、金銭債権についてはその債務者の氏名若しくは名称及び住所、立木についてはその生立する場所、不動産についてはその所在地を記載すること。
 - ハ 「構造・数量等」の項には、有価証券については、国債、社債のようにその種別及び口数を、金銭債権については、預金、貸付金、資産の譲渡代

金に係る債権のようにその種別を、立木については、その樹種及び容積を、不動産については、土地の地目、用途及び面積又は建物の構造、用途及び延床面積を記載すること。

- ニ 「信託受益権の価額」の項には、当該受益権につき相続税法第22条から第26条までの規定により評価した価額を記載すること。
- ホ 「信託年月日」の項には、信託財産が信託される年月日を記載すること。
- ヘ 「記号番号」の項には、信託証書の記号及び番号を記載すること。
- 5 「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄には、当該信託受益権の価額のうち、この申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けようとする部分の価額を記載すること。
- 6 「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の欄には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した信託受益権以外の信託受益権（以下「他の信託受益権」という。）について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4第1項の規定の適用を受けている場合に、当該他の信託受益権について記載すること。この場合において、当該他の信託受益権につき相続税法施行令第4条の14第2項に規定する障害者非課税信託取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権の価額のうち同条第3項の規定により法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下「非課税取消額」という。）があるときは、「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄には当該他の信託受益権につき当該障害者非課税信託申告書の提出により相続税法第21条の4第1項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税取消額を控除した額を記載するとともに、当該非課税取消額を「非課税取消分」の表示をして外書すること。
- 7 「信託受益権の非課税価額の合計額」の欄は、最初にこの申告書を提出する場合には、上記5により「信託受益権の価額のうち非課税の適用を受けようとする部分の価額」の欄に記載した金額を記載し、既に他の信託受益権について障害者非課税信託申告書を提出して法第21条の4第1項の規定の適用を受けている場合には、当該記載した金額と上記6により「他の信託受益権について申告書を提出している場合」の「非課税の適用を受けた部分の価額」の欄に記載した金額との合計額を記載すること。